

吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準新旧対照表

は改正箇所

旧			新		
(公園等の遊戯施設等の整備) 第5条 規則第24条第6号の別に定める基準は、次のとおりとする			(公園等の遊戯施設等の整備) 第5条 規則第24条第6号の別に定める基準は、次のとおりとする。		
項目	基準内容		項目	基準内容	
遊 戯 施 設	遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべり台、ブランコ、シーソー等これらに類する施設は、当該公園面積や利用形態を勘案し、必要に応じて設置すること。 ・ 必要に応じ遊具（特にすべり台、ブランコ等）の下部、周囲に安全対策及びくぼみ防止のための安全マットを設置すること。 ・ 都市公園法施行令第6条を参考にし遊具の安全確保を図ること。 ・ 必要に応じて健康遊具を設置すること。 	遊 戯 施 設	遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべり台、ブランコ、シーソー等これらに類する施設は、当該公園面積や利用形態を勘案し、必要に応じて設置すること。 ・ 必要に応じ遊具（特にすべり台、ブランコ等）の下部、周囲に安全対策及びくぼみ防止のための安全マットを設置すること。 ・ 都市公園法施行令第6条を参考にし遊具の安全確保を図ること。 ・ 必要に応じて健康遊具を設置すること。
	修 景 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園はその面積の30%程度を緑化すること。 ・ 植栽帯の中には勾配をつけないこと。 ・ 高低差が出る場合には擁壁や柵などで処理をすること。 ・ 広場や隣地に客土がこぼれないように配慮すること。 ・ 緑視効果の観点から道路側に原則設けること。 		修 景 施 設	植栽帯
	客土	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の生育に適した良質土を用い、下記表に記載されている土被り以上を確保のこと。 ・ できるだけ流用土は使用せず、優良土壌の確保に努めること。 ・ 客土は次の割合で土壌改良材を混入すること。〔容積比で（良質土：有機質土壌改良材：無機質土壌改良材＝6：2：2）〕 			客土

旧			新																																
修 景 施 設	客 土	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ</th> <th>客土厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 木</td> <td>40 cm以上</td> <td>80 cm以上</td> </tr> <tr> <td>中 木</td> <td>30 cm以上</td> <td>60 cm以上</td> </tr> <tr> <td>低 木</td> <td>20 cm以上</td> <td>40 cm以上</td> </tr> <tr> <td>地被類</td> <td>10 cm以上</td> <td>20 cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ	客土厚さ	高 木	40 cm以上	80 cm以上	中 木	30 cm以上	60 cm以上	低 木	20 cm以上	40 cm以上	地被類	10 cm以上	20 cm以上	修 景 施 設	客 土	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ</th> <th>客土厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 木</td> <td>40 cm以上</td> <td>80 cm以上</td> </tr> <tr> <td>中 木</td> <td>30 cm以上</td> <td>60 cm以上</td> </tr> <tr> <td>低 木</td> <td>20 cm以上</td> <td>40 cm以上</td> </tr> <tr> <td>地被類</td> <td>10 cm以上</td> <td>20 cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ	客土厚さ	高 木	40 cm以上	80 cm以上	中 木	30 cm以上	60 cm以上	低 木	20 cm以上	40 cm以上	地被類	10 cm以上	20 cm以上
	項 目	保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ	客土厚さ																																
	高 木	40 cm以上	80 cm以上																																
	中 木	30 cm以上	60 cm以上																																
	低 木	20 cm以上	40 cm以上																																
地被類	10 cm以上	20 cm以上																																	
項 目	保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ	客土厚さ																																	
高 木	40 cm以上	80 cm以上																																	
中 木	30 cm以上	60 cm以上																																	
低 木	20 cm以上	40 cm以上																																	
地被類	10 cm以上	20 cm以上																																	
樹 種	<ul style="list-style-type: none"> ・水枯れに弱い樹種は、できるだけ植栽しないこと。 ・事業地及び周辺の状況に応じた樹種を選定すること。 ・花木や紅葉する樹種を使用するなど季節感の演出に配慮し、市民の木（くすのき）及び、市民の花（きつき）の植栽も検討すること 	樹 種	<ul style="list-style-type: none"> ・水枯れに弱い樹種は、できるだけ植栽しないこと。 ・事業地及び周辺の状況に応じた樹種を選定すること。 ・花木や紅葉する樹種を使用するなど季節感の演出に配慮し、市民の木（くすのき）及び、市民の花（きつき）の植栽も検討すること 																																
高木の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・高木は、その植栽位置に十分注意し、離隔を確保しておくこと。 ・隣接地境界や照明設備に近接して高木は植栽しないこと。 ・東屋、藤棚、時計のそばに高木は植栽しないこと。 	高木の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・高木は、その植栽位置に十分注意し、離隔を確保しておくこと。 ・隣接地境界や照明設備に近接して高木は植栽しないこと。 ・東屋、藤棚、時計のそばに高木は植栽しないこと。 																																
防根対策	<ul style="list-style-type: none"> ・園路、側溝、広場の付近に樹木を植える場合は、将来樹木の根が構造物を損傷しないよう、防根対策を考慮すること。 	防根対策	<ul style="list-style-type: none"> ・園路、側溝、広場の付近に樹木を植える場合は、将来樹木の根が構造物を損傷しないよう、防根対策を講じること。 ・敷地境界3m以内に樹木を植える場合は将来、樹木の根が越境しないよう、防根対策を講じること。 																																
樹木管理	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木等の維持管理のため、灌水設備<small>かん</small>を設置すること。 ・樹木の活着を図るための、防腐処理等を行った支柱等を設置すること。 ・フェンス等の付近に樹木を植栽する場合は、50 cm程度離隔を確保すること。 ・公園に植栽する樹木等は、樹名板を設置すること。 	樹木管理	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木等の維持管理のため、灌水設備<small>かん</small>を設置すること。 ・樹木の活着を図るための、防腐処理等を行った支柱等を設置すること。 ・フェンス等の付近に樹木を植栽する場合は、50 cm程度離隔を確保すること。 ・公園に植栽する樹木等は、樹名板を設置すること。 																																

旧			新		
園路・広場	園路	<ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員は1.2m以上とすること。 ・平坦かつ滑りにくい舗装材で舗装すること。 ・縦断勾配は、8%以下とすること。 	園路・広場	園路	<ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員は1.2m以上とすること。 ・平坦かつ滑りにくい舗装材で舗装すること。 ・縦断勾配は、8%以下とすること。
	広場	<ul style="list-style-type: none"> ・真砂土舗装とすること。 ・舗装厚は転圧後150mm確保すること。 ・軟弱な部分や不陸がないように十分転圧を行うこと。 ・広場の排水勾配は水みちが出来ないように1%以内とすること。 		広場	<ul style="list-style-type: none"> ・真砂土舗装とすること。 ・舗装厚は転圧後150mm確保すること。 ・軟弱な部分や不陸がないように十分転圧を行うこと。 ・広場の排水勾配は水みちが出来ないように1%以内とすること。
休養施設	休息所 (東屋、パーゴラ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡以上の公園には、必要に応じて設置すること。 ・柱が木製のものは不可。 ・滑りにくい舗装材で舗装すること。 	休養施設	休息所 (東屋、パーゴラ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡以上の公園には、必要に応じて設置すること。 ・柱が木製のものは不可。 ・滑りにくい舗装材で舗装すること。
	ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の規模に応じて設置すること。 ・必要に応じてひじかけ付きのベンチを設置すること。 		ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の規模に応じて設置すること。 ・必要に応じてひじかけ付きのベンチを設置すること。
便益施設	水飲み	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡以上の公園には福祉対応の製品を設置すること。 ・水栓は自閉水栓とし、水圧の調整のため、別途水飲み付近に止水栓をつけること。 	便益施設	水飲み	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡以上の公園には福祉対応の製品を設置すること。 ・水栓は自閉水栓とし、水圧の調整のため、別途水飲み付近に止水栓をつけること。
	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡以上の公園には必要に応じて設置すること。 		便所	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡以上の公園には必要に応じて設置すること。
	時計			時計	

旧			新		
管 理 施 設	フェンス	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、緑地等の敷地周囲には、フェンスを設置すること。 ・フェンス基礎は連続した構造とすること。 ・民有地との境界には、高さ1.8m以上のフェンスを設置すること。 ・多目的広場を設置する場合は、利用者によるボール遊びが予想されるため、隣接する民地にボールの被害が及ばないよう防球ネット等の対策を講ずること。 	管 理 施 設	フェンス	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、緑地等の敷地周囲には、フェンスを設置すること。 ・フェンス基礎は連続した構造とすること。 ・民有地との境界には、高さ1.8m以上のフェンスを設置すること。 ・多目的広場を設置する場合は、利用者によるボール遊びが予想されるため、隣接する民地にボールの被害が及ばないよう防球ネット等の対策を講ずること。
	転落防止柵	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者等の転落を防止するために必要と認められる区間に設置すること。 ・社団法人日本道路協会の「防護柵の設置基準・同解説」の基準に準拠して設置すること。 	転落防止柵	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者等の転落を防止するために必要と認められる区間に設置すること。 ・社団法人日本道路協会の「防護柵の設置基準・同解説」の基準に準拠して設置すること。 	
	排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝はL型側溝を基本とすること。 ・側溝の折れ点には集水枥を設置すること。 ・集水枥の大きさは内寸法で400×500mm、泥だめは150mmとすること。 ・排水管は地中で折り曲げないこと。（VP200mmを標準とする。） ・雨水の放流先は、原則公共下水道へ直接排水すること。 ・排水は、基本的に公園内で処理する構造にすること。また、排水経路に民地内を通過する場合、その民地との排水同意契約を結ぶものとする。 	排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝はL型側溝を基本とすること。 ・側溝の折れ点には集水枥を設置すること。 ・集水枥の大きさは内寸法で400×500mm、泥だめは150mmとすること。 ・排水管は地中で折り曲げないこと。（VP200mmを標準とする。） ・雨水の放流先は、原則公共下水道へ直接排水すること。 ・排水は、基本的に公園内で処理する構造にすること。また、排水経路に民地内を通過する場合、その民地との排水同意契約を結ぶものとする。 	

旧		新	
管 理 施 設	出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の出入口部は平坦で原則2箇所以上設け、公園内への車両進入防止のため車止めを設置し、必要に応じて單車等の進入を防止する構造とすること。なお、1箇所は管理車両の出入りできる構造とすること。 ・滑りにくい舗装材により舗装すること。 ・車いす使用者が通過することができる構造とすること。 ・公園出入口が、湾曲した道路、交通量が多い道路に接する場合は、公園から自転車、子ども等が飛出さない構造とすること。また、車両から出入口が確認できるよう注意看板等を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の出入口部は平坦で原則2箇所以上設け、公園内への車両進入防止のため車止めを設置し、必要に応じて單車等の進入を防止する構造とすること。なお、1箇所は管理車両の出入りできる構造とすること。 ・滑りにくい舗装材により舗装すること。 ・車いす使用者が通過することができる構造とすること。 ・公園出入口が、湾曲した道路、交通量が多い道路に接する場合は、公園から自転車、子ども等が飛出さない構造とすること。また、車両から出入口が確認できるよう注意看板等を設置すること。
	スロープ	<ul style="list-style-type: none"> ・段差処理を目的とする場合は手摺を設置すること。 ・勾配は8%以下とすること。 ・滑りにくい舗装材により舗装すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・段差処理を目的とする場合は手摺を設置すること。 ・勾配は8%以下とすること。 ・滑りにくい舗装材により舗装すること。
	階段	<ul style="list-style-type: none"> ・手摺を設置すること。 ・表面は滑りにくい仕上げとすること。 ・階段の起点及び終点には、平坦な部分を設けること。 ・階段の位置を視覚障害者誘導用ブロックの敷設により表示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手摺を設置すること。 ・表面は滑りにくい仕上げとすること。 ・階段の起点及び終点には、平坦な部分を設けること。 ・階段の位置を視覚障害者誘導用ブロックの敷設により表示すること。
	散水	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の規模に応じて設置のこと。 ・散水栓の口径は13mm、散水栓ボックスは鍵付きとすること。 ・散水栓ボックスは植栽帯の中、メーターボックスは園名板の付近に設置すること。 ・給水管はH I V P 20mmを標準とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の規模に応じて設置のこと。 ・散水栓の口径は13mm、散水栓ボックスは鍵付きとすること。 ・散水栓ボックスは植栽帯の中、メーターボックスは園名板の付近に設置すること。 ・給水管はH I V P 20mmを標準とする。

旧		新	
公園灯	<ul style="list-style-type: none"> 公園の規模に応じて設置すること。 配線は地中配線とし、延長が長くなる場合は途中でハンドホールを設置すること。 灯具は、市が指定するものをつけること。 公園灯の光線が周辺住民や農地に迷惑になる場合もあり、その設置位置には十分注意し、遮光の必要性がある場合は、遮光板を取り付けること。 	公園灯	<ul style="list-style-type: none"> 公園の規模に応じて設置すること。 配線は地中配線とし、延長が長くなる場合は途中でハンドホールを設置すること。 灯具は、市が指定するものをつけること。 公園灯の光線が周辺住民や農地に迷惑になる場合もあり、その設置位置には十分注意し、遮光の必要性がある場合は、遮光板を取り付けること。
引込柱	<ul style="list-style-type: none"> 電力の引込みは引込柱により行い、材質は公園灯と同様のものを使用すること。 引込柱に分電盤を設置し、その回路は自動点滅器及び、タイマーを併用できるものとする。 	引込柱	<ul style="list-style-type: none"> 電力の引込みは引込柱により行い、材質は公園灯と同様のものを使用すること。 引込柱に分電盤を設置し、その回路は自動点滅器及び、タイマーを併用できるものとする。
園名板	<ul style="list-style-type: none"> 主たる出入り口には、吹田市型園名板（裏面注意書き付き）を設置すること。 吹田市型以外のものでも設置可能。ただし別途注意書き看板を設置すること。 	園名板	<ul style="list-style-type: none"> 主たる出入り口には、吹田市型園名板（裏面注意書き付き）を設置すること。 吹田市型以外のものでも設置可能。ただし別途注意書き看板を設置すること。
注意看（犬猫対策用）	<ul style="list-style-type: none"> 公園の規模に応じて設置すること。 吹田市指定のものを設置すること。 	注意看（犬猫対策用）	<ul style="list-style-type: none"> 公園の規模に応じて設置すること。 吹田市指定のものを設置すること。
ごみ箱	<ul style="list-style-type: none"> 1, 000㎡以上の公園には必要に応じて設置すること。 	ごみ箱	<ul style="list-style-type: none"> 1, 000㎡以上の公園には必要に応じて設置すること。
境界	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界の折れ点ごとに、公園、緑地等側から境界杭又は金属プレート等の境界が明確に判断できるものを設置すること。 境界杭等は、公園内の構造物に設置すること。 	境界	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界の折れ点ごとに、公園、緑地等側から境界杭又は金属プレート等の境界が明確に判断できるものを設置すること。 境界杭等は、公園内の構造物に設置すること。
地下埋設物の表示	<ul style="list-style-type: none"> 給水、電線等の地下埋設部分は、その敷設位置を明らかにするため原則埋設表示杭等を折れ点ごとに設置し埋設表示テープも敷設すること。 	地下埋設物の表示	<ul style="list-style-type: none"> 給水、電線等の地下埋設部分は、その敷設位置を明らかにするため原則埋設表示杭等を折れ点ごとに設置し埋設表示テープも敷設すること。

旧		新	
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具、公園灯等の鉄製柱脚部には、FRP被覆などの腐食防止対策を行うこと。 ・埋設管等の土被りは1.5mとすること。 ・電線の空中占用は、基本的に認めない。 ・擁壁は、建築基準法に基づく構造とし、民地との一体擁壁は認めない。また、擁壁の基礎部分は必ず公園内に納めること。 ・駐車場が隣接する場合は、排気ガスなどが公園利用者等に影響を与えないような対策を講じること。 ・公園の名称は、所在地に基づいて、市にて決定を行う。 ・大阪府福祉のまちづくり条例の内容を十分考慮にいれ整備を行うこと。 ・大阪府福祉のまちづくり条例第31条第1項の規定により特定施設設置工事事前協議を大阪府と行うこと。 ・条例第31条の規定により、公園、緑地又は広場が整備される場合は、あらかじめ公園計画の内容がわかる図書を市長に提出しなければならない。 ・法令又は条例の規定により、市に帰属する又は市が寄附を受けることとなる公園、緑地又は広場について、条例第26条第1項の完了の届出及び規則第20条第2項に規定された開発事業一部使用許可申請書を提出する前に、帰属又は寄附に関する図書を市長に提出し協議すること。 ・公園設置に関する基準は、都市計画法、都市公園法、その他関係法令に適合するものとする。 ・その他詳細については市長と協議すること。 	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具、公園灯等の鉄製柱脚部には、FRP被覆などの腐食防止対策を行うこと。 ・埋設管等の土被りは1.5mとすること。 ・電線の空中占用は、基本的に認めない。 ・擁壁は、建築基準法に基づく構造とし、民地との一体擁壁は認めない。また、擁壁の基礎部分は必ず公園内に納めること。 ・駐車場が隣接する場合は、排気ガスなどが公園利用者等に影響を与えないような対策を講じること。 ・公園の名称は、所在地に基づいて、市にて決定を行う。 ・大阪府福祉のまちづくり条例の内容を十分考慮にいれ整備を行うこと。 ・大阪府福祉のまちづくり条例第31条第1項の規定により特定施設設置工事事前協議を大阪府と行うこと。 ・条例第31条の規定により、公園、緑地又は広場が整備される場合は、あらかじめ公園計画の内容がわかる図書を市長に提出しなければならない。 ・法令又は条例の規定により、市に帰属する又は市が寄附を受けることとなる公園、緑地又は広場について、条例第26条第1項の完了の届出及び規則第20条第2項に規定された開発事業一部使用許可申請書を提出する前に、帰属又は寄附に関する図書を市長に提出し協議すること。 ・公園設置に関する基準は、都市計画法、都市公園法、その他関係法令に適合するものとする。 ・その他詳細については市長と協議すること。

旧	新
<p>(駐車施設の整備)</p> <p>第16条 規則第34条第1項第5号の別に定める台数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>2 } -----略-----</p> <p>5 } -----略-----</p> <p>6 } 規則第34条第2項第5号の建築物又は敷地の状況によりやむを得ない事情がある場合として別に定める基準は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとし、当該各号に掲げる場合についての同項の別に定める基準は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 共同住宅を建築する場合において、自動車用の駐車施設の確保に関する計画書を提出し市長がその内容を適当であると認めたとき 次に定める基準</p> <p>ア 規則第34条第1項第1号、第3号及び第4号に定める台数以上の自動車用、自動二輪車用及び原動機付自転車又は自転車用の駐車施設を設置すること。</p> <p>イ 駐車施設は、事業区域内に設置すること。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める台数の自動車用の駐車施設を事業区域の境界線からの水平距離が<u>原則200メートル</u>の範囲内にある事業区域外の場所に設置することができる。</p> <p>(ア) 家族向住戸の戸数が1戸以下の共同住宅にあっては、建築物の構造又は敷地の位置、規模等の状況により、事業区域内に自動車用の駐車施設の全てを設置することが困難であると市長が認める場合 規則第34条第1項第1号に定める台数の2分の1以下の台数</p>	<p>(駐車施設の整備)</p> <p>第16条 規則第34条第1項第5号の別に定める台数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>2 } -----略-----</p> <p>5 } -----略-----</p> <p>6 } 規則第34条第2項第5号の建築物又は敷地の状況によりやむを得ない事情がある場合として別に定める基準は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとし、当該各号に掲げる場合についての同項の別に定める基準は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 共同住宅を建築する場合において、自動車用の駐車施設の確保に関する計画書を提出し市長がその内容を適当であると認めたとき 次に定める基準</p> <p>ア 規則第34条第1項第1号、第3号及び第4号に定める台数以上の自動車用、自動二輪車用及び原動機付自転車又は自転車用の駐車施設を設置すること。</p> <p>イ 駐車施設は、事業区域内に設置すること。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める台数の自動車用の駐車施設を事業区域の境界線からの水平距離が<u>2キロメートル</u>の範囲内にある事業区域外の場所に設置することができる。</p> <p>(ア) 家族向住戸の戸数が1戸以下の共同住宅にあっては、建築物の構造又は敷地の位置、規模等の状況により、事業区域内に自動車用の駐車施設の全てを設置することが困難であると市長が認める場合 規則第34条第1項第1号に定める台数の2分の1以下の台数</p>

旧	新
<p>(イ) 事業区域が道路境界に接する部分が狭小である、または、交通安全上その部分に駐車施設の出入口を設けることが困難である等と市長が認める場合 個別協議により定める台数</p> <p>ウ その他の基準は、規則第34条第1項第6号から第9号までに定めるとおりとする。</p> <p>(2) } (3) } -----略-----</p> <p>7 規則第34条第2項第6号に掲げる場合についての同項の別に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規則第34条第1項第1号に定める台数の10分の7以上の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。ただし、敷地面積が3,000平方メートル以上の場合において、敷地の有効利用の観点から市長が適当であると認めるときは、同号に定める台数の10分の5以上の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。</p> <p>(2) その他の基準は、規則第34条第1項第2号から第4号まで及び第6号から第9号までに定めるとおりとする。</p> <p>8 } 5 } 9 }</p>	<p>(イ) 事業区域が道路境界に接する部分が狭小である、または、交通安全上その部分に駐車施設の出入口を設けることが困難である等と市長が認める場合 個別協議により定める台数</p> <p>ウ その他の基準は、規則第34条第1項第6号から第9号までに定めるとおりとする。</p> <p>(2) } (3) } -----略-----</p> <p>7 規則第34条第2項第6号に掲げる場合についての同項の別に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規則第34条第1項第1号アに定める台数の10分の7以上の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。ただし、敷地面積が3,000平方メートル以上の場合において、敷地の有効利用の観点から市長が適当であると認めるときは、同号に定める台数の10分の5以上の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。</p> <p>(2) その他の基準は、規則第34条第1項第2号から第4号まで及び第6号から第9号までに定めるとおりとする。</p> <p>8 } 5 } 9 }</p>

旧			新		
<p>(緑化面積の算定方法)</p> <p>第17条 規則第35条第1項第1号の規定による敷地内の緑化面積の算定方法は、次のとおりとする。<u>なお、緑化面積とは、樹木等が植栽された緑被地の水平投影面積をいう。</u></p>			<p>(緑化面積の算定方法)</p> <p>第17条 規則第35条第1項第1号の規定による敷地内の緑化面積の算定方法は、次のとおりとする。</p>		
緑化面積の算定基準	低木による緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高H=0.4m、枝張W=0.3mの寸法以上を確保すること。 ・植栽密度は<u>6~8株/m²以上とすること。</u> ・<u>植栽された緑被地の水平投影面積を低木の緑化面積とする。</u> 	緑化面積の算定基準	低木による緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高H=0.4m、枝張W=0.3mの寸法以上を確保すること。 ・植栽密度は、<u>樹種、規格に応じ適切な密度とすること。</u> ・<u>緑化面積は、植栽された緑被地の水平投影面積とする。</u>
	中木による緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高H=1.5m、枝張W=0.3mの寸法以上を確保すること。 ・中木1本につき5m²として計算する。<u>この場合において、低木と併せて植栽するときは、低木の緑化面積を加算できるものとする。</u> ・直径1.8mの円で<u>図面表示のこと。ただし当該円が他の円や建物などと重なる場合や、敷地外へ出る場合は加算できないものとする。</u> 	中木による緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高H=1.5m、枝張W=0.3mの寸法以上を確保すること。 ・<u>緑化面積は、中木1本につき5m²として計算する。</u> ・直径1.8mの円で<u>図面表示すること。低木による緑化部分と当該円が重なる場合、その両方を計上できるものとする。ただし、当該円が他の円や建物などと重なる場合や、敷地外へ出る場合はその樹木は計上できないものとする。</u> 	
	高木による緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高H=3.0m、幹周C=0.12m、枝張W=0.7mの寸法以上を確保すること。 ・高木1本につき10m²として計算する。<u>この場合において、低木と併せて植栽するときは、低木の緑化面積を加算できるものとする。</u> ・直径2.5mの円で<u>図面表示のこと。ただし、当該円が他の円や建物などと重なる場合や、敷地外へ出る場合は加算できないものとする。</u> 	高木による緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高H=3.0m、幹周C=0.12m、枝張W=0.7mの寸法以上を確保すること。 ・<u>緑化面積は、高木1本につき10m²として計算する。</u> ・直径2.5mの円で<u>図面表示すること。低木による緑化部分と当該円が重なる場合、その両方を計上できるものとする。ただし、当該円が他の円や建物などと重なる場合や、敷地外へ出る場合はその樹木は計上できないものとする。</u> 	

旧		新	
緑化面積の算定基準	シンボルツリー（敷地のシンボルとなる大木の緑化）	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高H=5.0m、幹周C=0.3m、枝張W=2.0mの寸法以上を確保すること。 ・シンボルツリー1本目を20㎡として計算し、2本目以降を1本につき10㎡として計算する。<u>この場合において、低木と併せて植栽するときは、低木の緑化面積を加算できるものとする。</u> ・直径5.0mの円で図面表示のこと。ただし、当該円が他の円や建物などと重なる場合や、敷地外へ出る場合は加算できないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高H=5.0m、幹周C=0.3m、枝張W=2.0mの寸法以上を確保すること。 ・<u>緑化面積は、シンボルツリー1本目を20㎡として計算し、2本目以降を1本につき15㎡として計算する。</u> ・直径5.0mの円で図面表示すること。<u>低木による緑化部分と当該円が重なる場合、その両方を計上できるものとする。ただし、当該円が他の円や建物などと重なる場合や、敷地外へ出る場合はその樹木は計上できないものとする。</u>
	接道部による緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・接道部から垂直に奥行き1mの範囲内における低木、生け垣（1mにつき3本以上）による緑化をいう。 ・緑視効果等による住環境への配慮があるとみなし、その水平投影面積の2分の1の面積を加算できるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>芝・地被植物による緑化</u> ・<u>芝・地被植物による緑化面積は、地上部の低木による水平投影面積の2分の1を超えない範囲で計上できるものとする。（消防活動空地・消防進入路、駐車場、及び他法令等に基づき整備される区域等の緑被地は除く。ただし、他の用途に転用されない位置、形態であり、灌水設備を設置する等、適正な樹木等の植栽管理が可能であると認められる場合はこの限りではない。）</u> ・<u>地被植物の植栽密度は、植物の種類、ポットのサイズ等、規格に応じ適切な密度とすること。</u>
		接道部の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・接道部から垂直に奥行き3mの範囲内における低木による緑化をいう。 ・緑視効果等による住環境への配慮があるとみなし、その水平投影面積の2分の1の面積を加算できるものとする。

旧		新	
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生け垣の樹木が、中高木に該当しても水平投影面積として算定する。 ・<u>他の用途に転用されない位置、形態であり適正な樹木等の植栽管理が可能であると認められるプレイロットの緑化は、緑化面積に算定することができる。</u> ・<u>他の用途と併用されていない縁石、散水栓等緑化地を保持するために必要なものは、緑化面積に算定できるものとする。</u> ・バルコニーや階段下などの雨水や夜露のかからない場所は、緑化面積に算定<u>しないものとする。</u> ・共同住宅の専用庭は<u>算定しないものとする。</u> ・<u>芝生だけの植栽は、原則算定しないものとする。</u> ・移動可能なフラワーボックス等は<u>算定しないものとする。</u> ・植栽地内の会所樹、マンホール、ソーラーパネル、空調機器等の構造物は、面積から除くものとする。 ・その他詳細については、市長と協議のこと。 	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緑被地内における、他の用途と併用されていない縁石、灌水設備等、植栽を保持するために必要なものを除き、緑化面積に算定できないものとする。</u> ・バルコニーや階段下などの雨水や夜露のかからない場所は、緑化面積に<u>算定できないものとする。ただし、灌水設備を設置する場合は、この限りでない。</u> ・共同住宅の専用庭<u>内の植栽は、算定できないものとする。</u> ・移動可能なフラワーボックス等による<u>植栽は、算定できないものとする。</u> ・その他詳細については、市長と協議のこと。

旧

2 特殊緑化については、次の基準を満足する場合、緑化面積として算定できるものとする。

項 目	基 準 内 容															
特殊緑化による算定基準	人工地盤緑化 ・下記表に記載されている土被り以上を確保する場合、緑化面積に算定することができる。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ</th> <th>客土厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 木</td> <td>40cm以上</td> <td>80cm以上</td> </tr> <tr> <td>中 木</td> <td>30cm以上</td> <td>60cm以上</td> </tr> <tr> <td>低 木</td> <td>20cm以上</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>地被類</td> <td>10cm以上</td> <td>20cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ	客土厚さ	高 木	40cm以上	80cm以上	中 木	30cm以上	60cm以上	低 木	20cm以上	40cm以上	地被類	10cm以上	20cm以上
	項 目	保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ	客土厚さ													
	高 木	40cm以上	80cm以上													
	中 木	30cm以上	60cm以上													
低 木	20cm以上	40cm以上														
地被類	10cm以上	20cm以上														
屋上緑化	・下記事項の内容を満足する場合、緑化面積に算定することができる。 ア 緑視効果や公開性に十分配慮した緑化と認められる場合 イ 他の用途に転用されない位置、形態であり適正な樹木等の管理が可能であると認められる場合 ・ <u>地上から概ね高さ10m以内に施工する場合、緑化面積の100%まで算定することができる。</u> ・ <u>地上部の緑化面積の2分の1を超える分に関しては算定しない。</u>															

新

2 特殊緑化については、次の基準を満足する場合、緑化面積として算定できるものとする。

項 目	基 準 内 容															
特殊緑化による算定基準	人工地盤緑化 ・ <u>下表</u> に記載されている土被り以上を <u>目安</u> に確保する場合、緑化面積に算定することができる。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ</th> <th>客土厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 木</td> <td>40cm以上</td> <td>80cm以上</td> </tr> <tr> <td>中 木</td> <td>30cm以上</td> <td>60cm以上</td> </tr> <tr> <td>低 木</td> <td>20cm以上</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>地被類</td> <td>10cm以上</td> <td>20cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ	客土厚さ	高 木	40cm以上	80cm以上	中 木	30cm以上	60cm以上	低 木	20cm以上	40cm以上	地被類	10cm以上	20cm以上
	項 目	保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ	客土厚さ													
	高 木	40cm以上	80cm以上													
	中 木	30cm以上	60cm以上													
低 木	20cm以上	40cm以上														
地被類	10cm以上	20cm以上														
屋上緑化	・ <u>下記</u> の内容を満足する場合、緑化面積に算定することができる。 ア 緑視効果や公開性に十分配慮した緑化と認められる場合 イ 他の用途に転用されない位置、形態であり適正な樹木等の管理が可能であると認められる場合 ・ <u>低木、中木、高木、芝・地被植物により緑化する場合、緑化面積として算定することができる。算定方法は前項に基づくものとする。</u> ・ <u>地上部の低木による水平投影面積の2分の1を超えない範囲で計上できるものとする。ただし、公開性が十分に有ると判断される場所へ植栽する場合は、この限りでない。</u> ・ <u>別途植栽計画を提出すること。</u>															

旧		新	
項 目	基 準 内 容	項 目	基 準 内 容
特殊緑化による算定基準	<p>・ <u>地上から高さ10m内に施工する場合、緑化面積に算定することができる。</u></p> <p>・ <u>地上部の緑化面積の2分の1を超える分に関しては算定しない。</u></p> <p>・ 既につる性植物等で覆われている壁面の全面積を緑化面積として算定する。</p> <p>・ つる性植物等が十分に生育していないが、補助資材が設置されている場合、補助資材で囲われた面積を緑化面積として算定する。</p> <p>・ <u>つる性植物等が十分に生育しておらず、かつ、補助資材を設置していない場合、植栽延長に幅1mを乗じた面積を緑化面積として算定する。</u></p> <p>・ 傾斜した壁面は、緑化しようとする面積の水平投影面積を緑化面積として算定する。</p>	特殊緑化による算定基準	<p>・ <u>地上部の低木による水平投影面積の2分の1を超える分に関しては算定しない。ただし、植栽基盤そのものを壁面に設置する場合は、この限りでない。</u></p> <p>・ 既につる性植物等で覆われている <u>場合、その</u>面積を緑化面積として算定する <u>ことができる。</u></p> <p>・ つる性植物等は <u>生育に必要な補助資材を設置すること。十分に生育していない場合、補助資材の</u>面積を緑化面積として算定する <u>ことができる。</u></p> <p>・ 傾斜した壁面は、緑化しようとする面積の水平投影面積を緑化面積として算定する。</p> <p>・ <u>別途植栽計画を提出すること。</u></p>

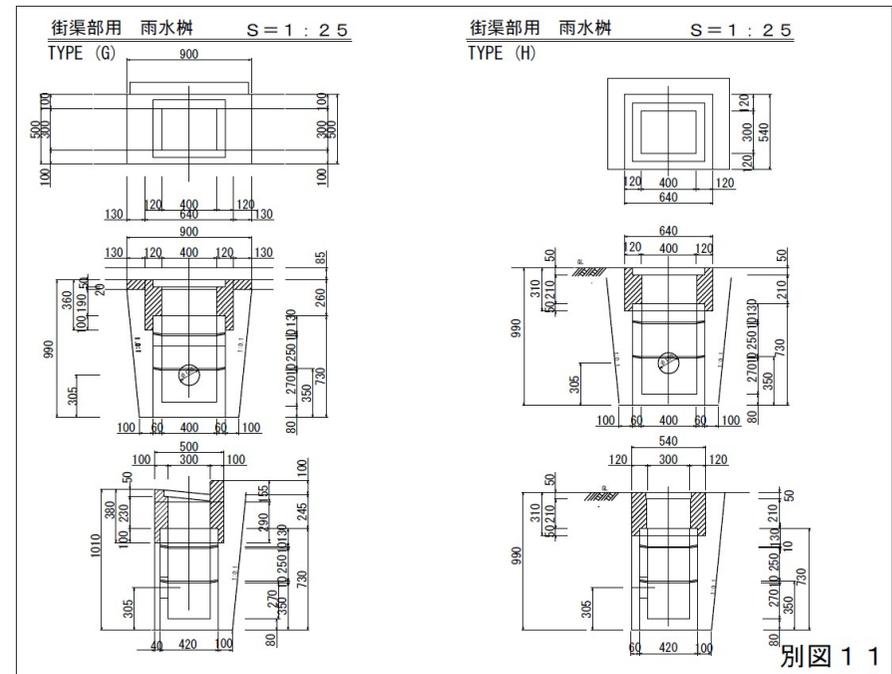
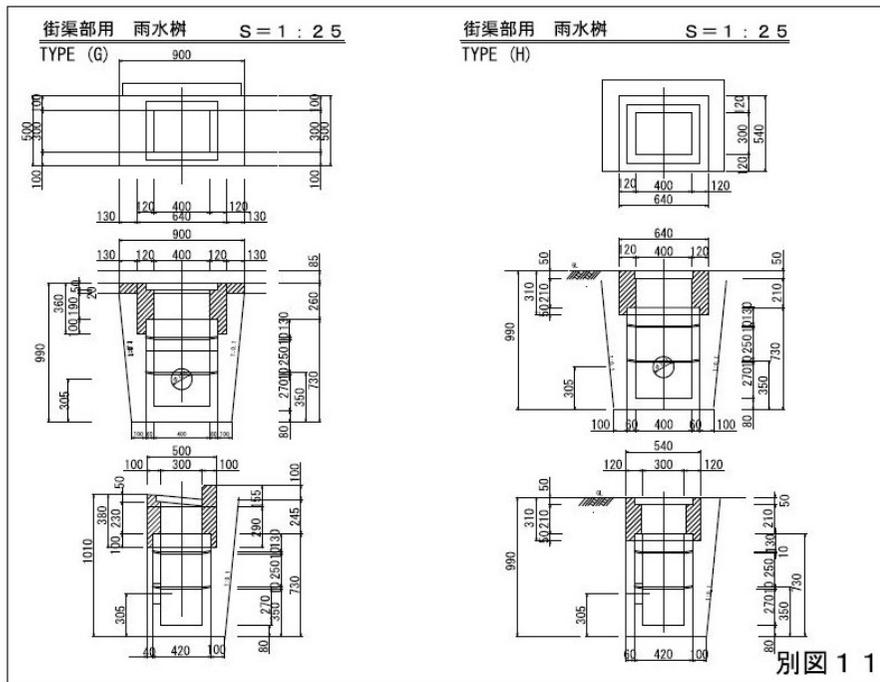
旧		新																																																	
<p>(樹木等の植栽方法、灌水施設等の整備等)</p> <p>第18条 規則第35条第1項第3号の別に定める基準は、次のとおりとする。</p>		<p>(樹木等の植栽方法、灌水施設等の整備等)</p> <p>第18条 規則第35条第1項第3号の別に定める基準は、次のとおりとする。</p>																																																	
植栽方法の整備基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹木配置</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境、景観に十分配慮し、樹木等をバランスよく配置し、全体として統一性のとれた緑化を図ること。 ・樹木等の植栽は、緑視効果に配慮し、地域の景観向上を図る上で、公開性のある位置に配置のこと。 ・緑の公開性に配慮し、緑の存在効果を高めるために、接道部へ積極的に緑化を図ること。 ・花木や紅葉する樹種を使用するなど季節感の演出に配慮し、市民の木（くすのき）及び、市民の花（さつき）の植栽を検討すること </td> </tr> <tr> <td>植栽床深さ</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽された樹木の良い生育を図るため、下記表による土被り以上を確保のこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ</th> <th>客土厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高木</td> <td>40cm以上</td> <td>80cm以上</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>30cm以上</td> <td>60cm以上</td> </tr> <tr> <td>低木</td> <td>20cm以上</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>地被類</td> <td>10cm以上</td> <td>20cm以上</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	内容	樹木配置		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境、景観に十分配慮し、樹木等をバランスよく配置し、全体として統一性のとれた緑化を図ること。 ・樹木等の植栽は、緑視効果に配慮し、地域の景観向上を図る上で、公開性のある位置に配置のこと。 ・緑の公開性に配慮し、緑の存在効果を高めるために、接道部へ積極的に緑化を図ること。 ・花木や紅葉する樹種を使用するなど季節感の演出に配慮し、市民の木（くすのき）及び、市民の花（さつき）の植栽を検討すること 	植栽床深さ		<ul style="list-style-type: none"> ・植栽された樹木の良い生育を図るため、下記表による土被り以上を確保のこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ</th> <th>客土厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高木</td> <td>40cm以上</td> <td>80cm以上</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>30cm以上</td> <td>60cm以上</td> </tr> <tr> <td>低木</td> <td>20cm以上</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>地被類</td> <td>10cm以上</td> <td>20cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ	客土厚さ	高木	40cm以上	80cm以上	中木	30cm以上	60cm以上	低木	20cm以上	40cm以上	地被類	10cm以上	20cm以上	植栽方法の整備基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹木配置</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境、景観に十分配慮し、樹木等をバランスよく配置し、全体として統一性のとれた緑化を図ること。 ・樹木等の植栽は、緑視効果に配慮し、地域の景観向上を図る上で、公開性のある位置に配置のこと。 ・緑の公開性に配慮し、緑の存在効果を高めるために、接道部へ積極的に緑化を図ること。 ・花木や紅葉する樹種を使用するなど季節感の演出に配慮し、市民の木（くすのき）及び、市民の花（さつき）の植栽を検討すること </td> </tr> <tr> <td>植栽床深さ</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽された樹木の良い生育を図るため、下記表による土被り以上を目安に確保のこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ</th> <th>客土厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高木</td> <td>40cm以上</td> <td>80cm以上</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>30cm以上</td> <td>60cm以上</td> </tr> <tr> <td>低木</td> <td>20cm以上</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>地被類</td> <td>10cm以上</td> <td>20cm以上</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	内容	樹木配置		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境、景観に十分配慮し、樹木等をバランスよく配置し、全体として統一性のとれた緑化を図ること。 ・樹木等の植栽は、緑視効果に配慮し、地域の景観向上を図る上で、公開性のある位置に配置のこと。 ・緑の公開性に配慮し、緑の存在効果を高めるために、接道部へ積極的に緑化を図ること。 ・花木や紅葉する樹種を使用するなど季節感の演出に配慮し、市民の木（くすのき）及び、市民の花（さつき）の植栽を検討すること 	植栽床深さ		<ul style="list-style-type: none"> ・植栽された樹木の良い生育を図るため、下記表による土被り以上を目安に確保のこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ</th> <th>客土厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高木</td> <td>40cm以上</td> <td>80cm以上</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>30cm以上</td> <td>60cm以上</td> </tr> <tr> <td>低木</td> <td>20cm以上</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>地被類</td> <td>10cm以上</td> <td>20cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ	客土厚さ	高木	40cm以上	80cm以上	中木	30cm以上	60cm以上	低木	20cm以上	40cm以上	地被類	10cm以上	20cm以上
項目	基準	内容																																																	
樹木配置		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境、景観に十分配慮し、樹木等をバランスよく配置し、全体として統一性のとれた緑化を図ること。 ・樹木等の植栽は、緑視効果に配慮し、地域の景観向上を図る上で、公開性のある位置に配置のこと。 ・緑の公開性に配慮し、緑の存在効果を高めるために、接道部へ積極的に緑化を図ること。 ・花木や紅葉する樹種を使用するなど季節感の演出に配慮し、市民の木（くすのき）及び、市民の花（さつき）の植栽を検討すること 																																																	
植栽床深さ		<ul style="list-style-type: none"> ・植栽された樹木の良い生育を図るため、下記表による土被り以上を確保のこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ</th> <th>客土厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高木</td> <td>40cm以上</td> <td>80cm以上</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>30cm以上</td> <td>60cm以上</td> </tr> <tr> <td>低木</td> <td>20cm以上</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>地被類</td> <td>10cm以上</td> <td>20cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ	客土厚さ	高木	40cm以上	80cm以上	中木	30cm以上	60cm以上	低木	20cm以上	40cm以上	地被類	10cm以上	20cm以上																																		
項目	保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ	客土厚さ																																																	
高木	40cm以上	80cm以上																																																	
中木	30cm以上	60cm以上																																																	
低木	20cm以上	40cm以上																																																	
地被類	10cm以上	20cm以上																																																	
項目	基準	内容																																																	
樹木配置		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境、景観に十分配慮し、樹木等をバランスよく配置し、全体として統一性のとれた緑化を図ること。 ・樹木等の植栽は、緑視効果に配慮し、地域の景観向上を図る上で、公開性のある位置に配置のこと。 ・緑の公開性に配慮し、緑の存在効果を高めるために、接道部へ積極的に緑化を図ること。 ・花木や紅葉する樹種を使用するなど季節感の演出に配慮し、市民の木（くすのき）及び、市民の花（さつき）の植栽を検討すること 																																																	
植栽床深さ		<ul style="list-style-type: none"> ・植栽された樹木の良い生育を図るため、下記表による土被り以上を目安に確保のこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ</th> <th>客土厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高木</td> <td>40cm以上</td> <td>80cm以上</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>30cm以上</td> <td>60cm以上</td> </tr> <tr> <td>低木</td> <td>20cm以上</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>地被類</td> <td>10cm以上</td> <td>20cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ	客土厚さ	高木	40cm以上	80cm以上	中木	30cm以上	60cm以上	低木	20cm以上	40cm以上	地被類	10cm以上	20cm以上																																		
項目	保水及び排水処理無機質土壌改良材厚さ	客土厚さ																																																	
高木	40cm以上	80cm以上																																																	
中木	30cm以上	60cm以上																																																	
低木	20cm以上	40cm以上																																																	
地被類	10cm以上	20cm以上																																																	

旧			新		
植栽方法の整備基準	客土	<ul style="list-style-type: none"> 排水性、保水性の向上のために土壌改良等を行うものとする。 客土は次の割合で土壌改良材を混入すること。【容積比で（良質土：有機質土壌改良材：無機質土壌改良材＝6：2：2）】 壁面、屋上等の特殊緑化は、その緑化に適した土被りを確保し、排水性、保水性の向上のための対策を行うこと。 	植栽方法の整備基準	客土	<ul style="list-style-type: none"> 排水性、保水性の向上のために土壌改良等を行うものとする。 壁面、屋上等の特殊緑化は、その緑化に適した土被りを確保し、排水性、保水性の向上のための対策を行うこと。
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境への配慮として、現存する良好な樹木は、保存や移植等により積極的に再利用を図ること。 野鳥の食餌木となる樹木の植栽に努めること。 都市環境や都市景観の形成及び断熱による省エネルギー効果等から建築物の屋上等に公開性のある緑化の促進を図ること。 		環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境への配慮として、現存する良好な樹木は、保存や移植等により積極的に再利用を図ること。 野鳥の食餌木となる樹木の植栽に努めること。 都市環境や都市景観の形成及び断熱による省エネルギー効果等から建築物の屋上等に公開性のある緑化の促進を図ること。
灌水施設等の整備基準	灌水施設	<ul style="list-style-type: none"> 植栽された樹木に十分灌水できるように、散水栓を整備すること。 必要に応じて自動灌水設備の設置等も考慮すること。 給水管の維持管理上その敷設位置を明らかにするように努めること 	灌水施設等の整備基準	灌水施設	<ul style="list-style-type: none"> 植栽された樹木に十分灌水できるように、灌水設備を整備すること。 必要に応じて自動灌水設備の設置等も考慮すること。 給水管の維持管理上その敷設位置を明らかにするように努めること
	支柱	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の活着を図るため、焼杭又は防腐処理杭等の樹種に応じた形式の支柱を設置すること 		支柱	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の活着を図るため、焼杭又は防腐処理杭等の樹種に応じた形式の支柱を設置すること

旧		新	
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）に基づく自然環境の保全と回復に関する協定書を締結する必要がある場合は、大阪府と協議<u>のこと。</u> ・<u>屋上緑化、壁面緑化を計画する場合は、その植栽計画が把握できる資料を提出すること。</u> ・<u>規則第35条第1項に規定する緑化率は、当該敷地が2つ以上の用途地域にまたがる場合や建築物が2つ以上の用途が発生する場合は、主たる用途地域、主たる建築物の用途の基準を適用するものとする。</u> ・開発行為に係る相当規模の一団の戸建住宅用地は、緑地協定を締結に努めるものとする。 ・<u>樹木等には樹名板を設置すること。</u> ・その他詳細については、市長と協議すること。 	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）に基づく自然環境の保全と回復に関する協定書を締結する必要がある場合は、大阪府と協議<u>すること。</u> ・開発行為に係る相当規模の一団の戸建住宅用地は、緑地協定を締結に努めるものとする。 ・<u>接道部の樹木等には樹名板の設置に努めること。</u> ・その他詳細については、市長と協議すること。

旧

新



1 1

1 1